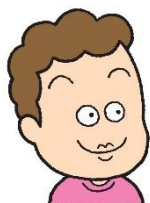




未来を変える！？ みんなの未来に

「エシカル消費」って、何？



お母さん

最近、いろんな場面で「エシカル消費」って言葉を聞くけど、
いったい何のこと？ 教えて、ケロちゃん！

説明はまかせてケロ！「エシカル消費」とは、「地球環境、人や社会、
地域に配慮した消費」のことだケロ！

商品・サービスを選ぶ際に、「安心・安全・品質・価格」だけでなく、
これからは「エシカル消費」という選択肢も入れてケロ！



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

人・社会への配慮

- ・フェアトレード認証商品
- ・売上金の一部が寄付につながる商品
- ・障がい者支援につながる商品を選択するなど

地域への配慮

- ・地産地消のモノを選ぶ
- ・被災地で作られたものを購入することで被災地を応援
- ・伝統工芸品を購入するなど

環境への配慮

- ・エコ商品を選ぶ
- ・レジ袋の代わりにマイバック
- ・食品ロスを減らす
- ・電球を省エネルギーLEDに交換
- ・ごみの分別を徹底するなど

◆～みんなで支え合う社会へ～◆



自分のことだけを考えず、相手のことを考え必要な分だけ購入する
(買いだめ・買占めをしない) ことも「エシカル消費」と言えます。
一人一人が思いやりを持った消費行動を心がけて、商品が届くまでの
背景や廃棄された後の影響を考え、モノやサービスを利用するなど、
私たち消費者の行動には「世界や未来を変える大きな力」があるケロ！

7月・8月の消費生活法律相談日

業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が**無料**でアドバイス
します。**事前予約制**となっていますので、下記までお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
県消費生活センター (山形県庁2階)	7月 7日 (水)	14:30～16:30	023-624-0999
	8月11日 (水)		

美容医療サービストラブル



10～20 歳代の若者の美容医療サービスについてのトラブルが増えています。

～相談事例～

- 「全身脱毛 10 万円」の広告を見て店舗に行ったら、70 万円の高額コースを勧められた。
- 二重まぶたの形成手術を受けたが、術後の腫れが引かない。

～アドバイス～

- ◇ 広告には「誤認させるおそれのある写真」「強調した広告」などがあります。その場で契約・施術はしないようにしましょう。
- ◇ 施術前にリスクや副作用を確認し十分な説明を受けましょう。
- ◇ お金がないなら契約しない。きっぱり断りましょう。

注意！子どもの事故

歯磨き中の喉付き事故

子どもの歯磨き中の事故に気をつけましょう。特に3歳以下の子どもに多発しています。中には歯ブラシが喉に刺さるなど重大な事例もあります。



歯ブラシを口に入れたまま走り回ると危険です。歯磨きは床に座らせて、保護者が見守るようにしましょう。

食品による窒息・誤嚥事故



消費者庁では、気管支炎や肺炎を起こすおそれがあると、「硬い豆やナッツ類は5歳以下の子どもには食べさせないで」と注意喚起しています。

ミニトマトやブドウなどの球状の食品で窒息した例も報告されています。(イラストは消費者庁イラスト集より)

◆◆消費者力アップ ワンポイント講座◆◆

2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。様々なトラブルにあわないために、この機会に皆で賢い消費者を目指しましょう。

《問題：17歳の高校生が親に内緒で10万円の化粧品を契約。この契約、取消できる？》

- ① 取り消すことはできない。
- ② 未成年者取消しできる。
- ③ 保護者が取り消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる。

.....《答えと解説》.....

●正解は②。未成年者自身から未成年者取消しができます。受け取った商品があれば事業者に戻品し、支払った代金があれば返金されます。ただし、小遣い範囲の少額な契約、結婚している者、成人であると嘘をついたりした場合は、未成年者取消しができません。

山形県消費生活センター

〒990-8570 山形市松波2-8-1 (山形県庁2階)

《相談受付》 月曜～金曜 午前9時～午後5時

《電話番号》 023-624-0999

ホームページは [山形県消費生活センター](#) で

検索 🔍

消費者ホットライン <188番> もご利用ください。

